



2024年8月16日

各位

会社名 株式会社ジーネクスト
代表者名 代表取締役（権利義務者）三ヶ尻 秀樹
（コード番号：4179 東証グロース）
問合せ先 執行役員 村田 実
（TEL. 03-5962-5170）

当社株主開催による臨時株主総会に係る株主提案に対する 当社取締役会の反対意見に関するお知らせ

当社は、2024年7月5日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」及び同月22日付「（訂正）株主による臨時株主総会の招集請求の訂正に関するお知らせ」（以下、総称して「株主総会招集請求等に関するお知らせ」といいます。）において、株主である横治祐介氏（以下、「横治氏」といいます）からの株主総会招集の請求を受けたことをお知らせいたしました。そして、2024年7月30日付「株主による株主総会招集の許可決定に関するお知らせ」において、お知らせいたしましたとおり、東京地方裁判所より、横治氏に対し、株主による臨時株主総会（以下、「株主開催による本臨時株主総会」といいます。）招集を許可する決定がなされております。

当社は、本日開催の取締役会において、**株主開催による本臨時株主総会にて横治氏からの提案である付議議案（以下、「本件株主提案」といいます。）の全てに対して反対することを決議**いたしましたので、下記のとおり反対理由と併せてお知らせいたします。

記

1. 株主開催による本臨時株主総会の開催概要公告の内容について

- (1) 開催日 2024年9月11日（水）までの日を会日とする（予定）
- (2) 開催時間 未定
- (3) 開催場所 未定
- (4) 本件株主提案
 - 【株主提案】 議題1 取締役4名選任の件
 - 議題2 監査役3名選任の件

2. 本件株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本件株主提案におけるすべての議案に反対いたします。

※2024年6月14日付「当社第23期定時株主総会に係る修正動議案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」で開示しております内容のアップデートも含まれます。

(1) 本件株主提案への反対理由

以下のとおり、横治氏は、当社在任期間中に、当社の代表取締役として株主共同の利益を追求する責任を果たすことよりも、自らの利益の確保を優先する等の善管注意義務・忠実義務違反の疑いがあり、株主共同の利益の確保、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスがより重視される上場会社の取締役として不適任であると考えます。また、かかる取締役として不適任である横治氏により推薦された各取締役候補及び各監査役候補者についても不適任であると考えます。

ア 本件株主提案「議題1 取締役4名の選任の件」において、候補者番号②に横治祐介氏が含まれております。

イ 横治氏は当社の創業者・筆頭株主であり、また、2005年5月当社設立時から代表取締役を務めておりましたが、2024年5月9日付「代表取締役の異動（解職）および社長交代に関するお知らせ」で公表の通り、同日開催の取締役会にて、取締役会における不合理な議事運営、業務執行に混乱をきたす等会社の意思決定に支障を生じさせたことを理由に代表取締役から解職されております。

ウ かかる解職の経緯をより具体的に申し上げますと、上記取締役会において、横治氏から、一部報道機関からの報道にもありましたが、突如、自らが保有する当社株式の大多数を第三者の企業に譲渡することを希望しており、当該第三者の関係者を当社第23期定時株主総会で付議する役員候補者に推薦したいとして、横治氏を含めた候補者5名（但し、かかる候補者は、本株主提案の横治氏以外の候補者とは別の候補者です。）の提案がありました。

これを受け、当社取締役会では、当社の筆頭株主である横治氏が保有する当社株式の大多数を第三者に譲渡し、これに伴い当該第三者の関係者を当社取締役の候補者として指名することは、実質的には当社の経営支配権の移転となり得るため、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針-企業価値の向上と株主利益の確保に向けて-」の内容及び趣旨を踏まえて、当該譲渡については、当社の中長期的な企業価値ないし株主共同の利益を確保するとともに、手続きの透明性・公正性・公平性を確保するために、当社取締役会での十分な議論を踏まえた決議を経る必要があることが確認され、横治氏に対し、譲渡の相手方やその詳細、背景、理由、取締役候補者の略歴、新体制後の展望等について、十分な説明と必要に応じた資料の提示を求めましたが、横治氏からは具体的な説明は得られませんでした。

そればかりか、横治氏は、当社の当時の代表取締役として当社の中長期的な企業価値ないし株主共同の利益を確保する責務がある立場にありながら、上記の株式譲渡は当社の株主としての立場に基づくものであり、当社の代表取締役としての立場に基づくものではないなどとして、当社取締役会が要請した、当社の代表取締役としての当社の中長期的な企業価値ないし株主共同の利益を確保する責務を無視する意向を繰り返し示し、取締役会における不合理な議事運営、業務執行に混乱をきたす等会社の意思決定に支障を生じさせたため、社外取締役を含む当社取締役会の全員一致の決議により、代表取締役の地位を解職されました。

エ さらに、横治氏から、2024年5月13日に突然、一身上の都合による役員辞任届が提出され、翌日の同月14日に本人から辞任の意思表示を確認することが出来ましたので、当社は、横治氏からの取締役辞任を受理し、同月15日付「取締役の辞任に関するお知らせ」を公表するに至りました。

当社は2024年3月期期末決算発表を当初同年5月13日に行う予定でしたが、横治氏の突然の役員辞任届の提出により決算発表を延期せざるを得ない事態になり、当社経営陣は、監査法人ともこれまでの業績も鑑みた上で協議を重ね、同年5月15日付「継続企業の前提に関する事項の

注記に関するお知らせ」の公表と共に同年3月期末決算発表を行いました。

この一連の騒動により、株主、取引先及び従業員をはじめとしたステークホルダーの皆様にご多大なるご心配と、ご不安を与えてしまい、当社としては大変遺憾に感じております。

オ 当社は、横治氏に対し、このような混乱を引き起こし、株主、取引先及び従業員をはじめとしたステークホルダーの皆様にご多大なるご心配と、ご不安を与えてしまったにもかかわらず、横治氏が短期間で再び当社の取締役就任することが適切だと判断された根拠につき、2024年6月6日付「質問書」で質問をいたしました。

これに対し、横治氏からは、2024年6月11日付「回答書②」で「私は、貴社のステークホルダーに対して、貴社の定時株主総会で株主の信任を得て再就任することになった旨の説明をする予定です」、また「私が貴社取締役として適任か否かは貴社株主が判断するものと考えます。」等の回答を得ましたが、当社の信頼をどのように回復するかについて一切説明がありませんでした。

当社は、横治氏からの当該2024年6月11日付「回答書②」の内容を精査しましたが、上場企業として、株主、取引先及び従業員その他ステークホルダーへ適切な説明が十分に出来る内容ではないと判断しましたので、横治氏は当社の取締役候補者として不適任であると判断いたしました。

そこで、当社は、2024年6月14日付で「当社第23期定時株主総会に係る修正動議案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」を開示いたしました。

カ その後、当社は、2024年6月28日に当社第23期定時株主総会を開催しましたが、本定時株主総会は、同日付の「当社第23期定時株主総会の状況報告および今後の開催方針について」でお知らせしたとおり、横治氏からの議長不信任の手続的動議の提出、撤回、「第2号議案（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」及び「第3号議案 監査等委員である取締役3名の選任の件」について、候補者の差し替えを内容とする修正動議が提出され、報告事項及び決議事項の全てについて質疑応答の手続を進めましたが、想定以上の時間を要することになってしまったため、当社は、日時・場所を変更し、引き続き本定時株主総会の審議を継続するために、「続行」（継続会）を議場に諮りましたが、過半数の賛成が得られず、「続行」（継続会）は否決されたため、本定時株主総会は、本議案の全てについて採決にまで至らず、流会となりました。

本定時総会での議事運営については、2024年7月30日付「株主による新株式及び新株予約権の発行の差止め仮処分申立てに関するお知らせ」でお知らせしました、新株式及び新株予約権発行差止め仮処分申立事件（以下、「本件仮処分事件」といいます。）でも争点となりました。なお、本件仮処分事件は、2024年8月8日付「株主による新株式及び新株予約権の発行の差止め仮処分の申立ての却下決定に関するお知らせ」でお知らせしました通り、本申立を却下する決定がなされました。

本件仮処分事件の決定書では、本定時総会での議事運営について、「代表取締役である三ヶ尻に代わって、代表取締役から解職されて取締役を辞任したばかりの債権者（※横治氏のこと）が議長を務めるという異例の内容の動議について、質疑の時間をもつのは会議の運営として合理的であり、実際の質疑も株主として自然な質問が続いている上に、開会宣言から閉会宣言までの2時間10分続いた本件定時株主総会のうち4分の3以上は議長不信任動議とは別の議題等に費やされており」、「会場の使用時間内に役員選任議案に対する債権者（※横治氏のこと）による修正動議について決議に至らなかったのは株主として自然な質問が多く出たからであり、また、継続会とする旨の決議は、出席株主の中で圧倒的な議決権を有する債権者（※横治氏のこと）自身が反対する（反対と明確に述べ、かつ、賛成者として挙手をせず、起立もしなかった）ことで否決されたものであって、一度成立した決議をやり直すことは議長の義務ではない」と判示されており、当社が不公正な議事運営を行ったという指摘はされておられません。

また、本定時総会では総会検査役が選任されており、当該総会検査役からの報告書も確認しておりますが、当社の議事運営に違法性があったという指摘はなされておられません。

キ また、本件仮処分事件では、上記ウ及びエ記載の横治氏が当社の代表取締役を解職された経緯、取締役を辞任した経緯についても争点となりましたが、本件仮処分事件の決定書では、この点について、「債権者（※横治氏のこと）が、自らも構成員として入った取締役会において繰り返し資金調達等に関して検討してきた上記の流れから外れて、令和6年5月9日の取締役会の数日前に突如として、自己の保有株式の大半（公開買付規制にかからない発行済株式の約33%）を市場価格の1.5倍で（コントロールプレミアムを他の株主と分かち合うことなく）同取締役会の6日後に譲渡すると言い出し、同取締役会においてその譲渡先等について十分な説明をしなかったことを主な原因とするものであり、その経緯からは、債権者（※横治氏のこと）において、代表取締役として株主共同の利益を追求する責任を果たすことよりも、持分の大半を高値で売却することを優先したと評価されてもやむを得ない」と判示されており、横治氏は、代表取締役として株主共同の利益を追求する責任があるにもかかわらず、かかる責務よりも、自らの保有株式の大半を市場価格の1.5倍で売却し、コントロールプレミアムを独占することを優先したと評価されてもやむを得ない、と明確に指摘されております。

ク さらに、本件仮処分事件の決定書では、横治氏の立場について、「債権者（※横治氏のこと）が市場価格の1.5倍の価格で自らが有する会社株式の大半を第三者に売却しようとしており、当該価格にはいわゆるコントロールプレミアムが含まれていると推測できるところ、債権者（※横治氏のこと）は、自らの意に沿わない者が債務者（※当社のこと）の第三者割当増資を引き受けて新たに筆頭株主となり、債権者（※横治氏のこと）の議決権比率が相応に低下した場合、債権者（※横治氏のこと）から債務者（※当社のこと）株式を取得する譲受人は当然に事実上の経営支配権を取得できるわけではなく、当該株式取引には支障が生じ、債権者（※横治氏のこと）が企図していたコントロールプレミアムの現金化は無に帰すことがあり得、このような意味において、債権者（※横治氏のこと）は、意に沿わない者が債務者（※当社のこと）の第三者割当増資を引き受けて新たに筆頭株主となることは経済的な意味において歓迎できない立場にあると言える」と指摘されており、横治氏がコントロールプレミアムを現金化しようとしていたという点が明確に指摘されています。

ケ 当社は、2024年7月26日付「資本提携契約の締結、第三者割当による新株式及び第7回新株予約権の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社では、当社の財務状況等に鑑み、大規模な資金調達をする必要性・緊急性・相当性が高い状況にありました。そこで、当社は、第三者委員会を設置し、大規模な資金調達の必要性・緊急性・相当性の判断を諮問するなど、手続きの透明性・公正性・公平性を確保したプロセスを経て、適切な態様で資金調達を実施しました。これに対し、横治氏は、本件仮処分事件を申立て、当社の資金調達の差止を求めましたが、2024年8月8日付「株主による新株式及び新株予約権の発行の差止め仮処分の申立ての却下決定に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、裁判所は、当該差止を認めず、横治氏の申立てを却下するという結論が下されました。

この点に関して、横治氏は、2024年5月13日まで当社の取締役として在任しており、当社の財務状況等を熟知しており、当社において大規模な資金調達をする必要性・緊急性・相当性が高い状況であることを熟知していたにもかかわらず、裁判所への本件仮処分事件の申立てだけでなく、直接的に、当該新株及び新株予約権の引受人である株式会社舞花に対しても、2024年7月16日付で「貴社（※舞花社のこと）におかれましては、今後、仮に万一、上記のとおり私の臨時株主総会招集請求に基づき開催される臨時株主総会までの間に、ジーネクスト社からの第三者割当増資を引き受けられ、私の議決権比率に影響が生じる事態が発生した場合、必要な対応をせ

ざるを得なくなりますので、このような事情をご理解いただき、法律顧問にご相談をするなど、慎重なご対応をお願いしたく存じます。」などと記載された申入書とメール文面を一方的に送付し、当社の資金調達の実現を妨げるような行動を行いました。

以上のとおり、横治氏は、当社在任期間中に、当社の代表取締役として株主共同の利益を追求する責任を果たすことよりも、自らの利益の確保を優先する等の善管注意義務・忠実義務違反の疑いがあり、株主共同の利益の確保、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスがより重視される上場会社の取締役として不適任であると考えます。また、かかる取締役として不適任である横治氏により推薦された各取締役候補及び各監査役候補者についても不適任であると考えます。

従いまして、当社取締役会は、**横治氏を取締役候補者とする株主提案には反対であり、横治氏が推薦する取締役候補者及び監査役候補者の選任に関しても、同じく反対であります。**

(2) 当社提案の取締役候補者及び監査役候補者が適任であること

2024年8月13日付「(会社側開催による)臨時株主総会開催時間及び場所、付議議案の決定に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、2024年9月11日開催予定の株主開催による本臨時株主総会とは別に、2024年9月13日に、当社側が開催する臨時株主総会において、当社提案の取締役選任議案及び監査役選任議案を付議する予定です。

当社の現執行体制を前提とした当社提案の取締役候補者は、候補者5名のうち4名が、従前より当社に継続して関与があり現在の当社の状況を熟知しております。また、その他候補者1名についても、上場会社での取締役経験やIPO経験実績のある候補者で、当社の経営管理の再構築に向けて有用なアドバイスを受けたこともあります。当社が持続的な企業価値向上および早期の事業黒字化を目指すにあたり取締役候補者として適任であると当社は判断しております。

新たな取締役候補者5名が適任である理由の詳細は下記のとおりです。

また、監査役候補者3名は、当社監査役会にて監査役を務めていたメンバーであり、各メンバーが幅広い見識と豊富な経験を有しながら、当社の状況を熟知しており、当社執行体制に対する適切な監督と助言が期待できると判断しております。

なお、本件仮処分事件の決定書では、当社の現取締役会について、「**債務者(※当社のこと)取締役権利義務者らは、経営者としての自己の保身ではなく、企業価値の維持・向上ないし株主共同の利益を志向していることがうかがわれる**」と評価、判断していただいております。株主共同の利益の観点から、当社取締役会は、当社提案の取締役候補者及び監査役候補者が適任であると判断しております。

ア 候補者番号①村田 実氏

2018年12月より当社執行役員として営業部門を統括しており、当社上場に営業面、利益面で大きく貢献しました。2021年4月に新規事業管掌へ異動し、BPOコンタクトセンター市場の開拓を精力的に行い、当社のストック売上成長に貢献して参りました。2023年1月に、当時の営業部門所管取締役退任に伴い営業部門の管掌へ戻り、現在まで主要な取引先との窓口となり、信頼関係を築き、売上数字の立て直しを行っており、2024年7月より管理部門全般を管掌としており、資金調達をはじめ、ステークホルダーとの対話を通じて、当社全体の立て直しに尽力しております。

当社への理解が深い上に社内外での関係性がすでに構築されているため、スピーディーな判断および各部門と密な連携を円滑に行うことが出来、今後有効な経営戦略立案、実行を実現することが期待されます。当社が持続的な企業価値向上および早期の事業黒字化を目指すにあたり取締役候補者として適任であると判断しております。

イ 候補者番号②小林 潤一氏

2021年8月より当社株主である事業会社より、当社の新規事業室にてDiscoveriez導入や顧客サ

ポートを担っており、BPO コンタクトセンター市場開拓のほかに、事業会社における営業部門での Discoveriez の用途拡大を精力的に行い、当社の事業拡大に貢献してまいりました。現在は、導入・サポート部門を管掌しており、大手自動車メーカーで培ったカイゼン意識を当社に注入し、当社事業の収益化には必要不可欠である収益構造の見直しや導入、顧客サポートの効率化、満足度向上施策等を推進しております。当社への理解が深い上に社内外での関係性がすでに構築されている為、スピーディーな判断および各部門と密な連携を円滑に行うことができ、今後有効な顧客対応戦略、新規導入戦略立案、実行を実現することが期待されます。当社が持続的な企業価値向上および早期の事業黒字化を目指すにあたり取締役候補者として適任であると判断しております。

ウ 候補者番号③小沼 忠國氏：

経営者としての経験や実績に加え、システム開発全般（コンサル、企画/ディレクション、開発、マネジメント）において、多くのクライアント・プロジェクトに携わり、基幹システムや Web 業界におけるシステム開発に豊富な経験・知見を有しています。

代表を務める法人は、創業以来プラス成長を続けており、技術者として多くのクライアント・プロジェクトに携わりながらも、経営者として視点も併せもっております。前取締役 CTO の退任後 2023 年 1 月より、小沼氏が代表を務める株式会社 UK Holdings にて Discoveriez の品質向上、コストの適正化等、当社プロダクト開発業務全般を支援いただいております。当社の状況を熟知しております。今後は、CTO として、持続的な企業価値向上および開発負債の解消に取り組むなど、事業遂行する上であらゆる最適な選択肢を取れるよう専門性を発揮することが期待されます。持続的な企業 価値向上および早期の事業黒字化を目指すにあたり取締役候補者として適任であると判断しております。

エ 候補者番号④江頭 敬太氏：

経営者としての豊富な実績を有し、特に経営企画、マーケティングにおいて強みがあり、従前より業務委託としてご支援いただいております。2023 年 3 月期における SRM Design Lab の立ち上げにも中心となってご尽力いただき、当社事業を熟知しております。また、過去に OMO コマース事業及び OMO SaaS 事業を立ち上げ、大手企業との取引や資金調達、凸版印刷への事業譲渡までを経験されており、現在も株式会社 ANON 代表取締役としてビジネスプロデュースやファイナンス支援を行っております。

現状を鑑み、事業遂行する上であらゆる最適な選択肢を取れるよう専門性を発揮することが期待されます。持続的な企業 価値向上および早期の事業黒字化を目指すにあたり取締役候補者として適任であると判断しております。

オ 候補者番号⑤高橋 智氏：

経営者としての豊富な実績を有し、IPO 支援サービスを提供する会社の代表であり、上場企業での管理部門責任者及び上場会社での社外監査役や社外取締役（監査等委員）経験があることから、経営・財務・会計等に関する幅広い知識・経験を有しており、これらの経営者、上場会社での役員としての経験・知見に基づき、今後、当社の経営再建に向けた会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るための助言と監督を行っていただくことを期待し、持続的な企業価値向上および早期の事業黒字化を目指すにあたり取締役候補者として適任であると判断しております。

以上の理由により、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以 上